

各社会福祉施設等 施設長・管理者 殿

岡山県保健福祉部長
(公印省略)

社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について（第17報）

社会福祉施設等の皆様におかれましては、県の新型コロナウイルス感染症対策への協力及び施設等における適切な感染防止対策を実施いただき、誠にありがとうございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）が、6月20日（日）をもって解除されることとなりました。

緊急事態措置は解除されますが、再度の感染拡大を防ぐため、県では、6月21日（月）から7月20日（火）までの期間を「リバウンド防止強化期間」として、法第24条第9項に基づき、別添のとおり協力を要請しました。

ついては、職員、利用者及びその家族等に周知いただきますとともに、引き続き徹底した感染防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

○高齢者施設・医療施設等への協力要請

- ・地域の感染状況に応じて、高齢者施設等の従事者等への検査を頻回実施すること。
- ・新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること。
- ・面会は原則禁止することとし、オンラインなどを活用すること。
- ・職員の日々の健康管理を徹底すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと。

【添付書類】

別添：県独自措置（2021.6.17）